

広島県手数料条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第五十八号

#### 広島県手数料条例及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
別表旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の下に」。以下この項において「法」という。を加え、「旅券法施行令(平成元年政令第二百二十二号。以下この項において「令」という。)(第二条第一号の規定に係る)」を「法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する」に、「令第二条第二号の規定に係る」を「法第二十条第一項第四号に規定する」に、

令第二条第三号の規定に係る 一般旅券の記載事項の訂正	一般旅券の記載事項訂正手数料	二〇〇円
令第二条第四号の規定に係る 一般旅券の査証欄の増補	一般旅券の査証欄増補手数料	五〇〇円

を

法第二十条第一項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補	一般旅券の査証欄増補手数料	五〇〇円
-----------------------------	---------------	------

に改める。

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の第九号の七(1)中「法第五条第三項に規定する外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者若しくは第十三条第一項各号のいずれかに該当する者」を「法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者」に改める。

第三条の表の第七号の二中「法第五条第三項に規定する外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者」を「法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要がある

と認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者」に改め、同号中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた一般旅券の記載事項の訂正の申請に係る手数料については、なお従前の例による。